

社会福祉法人けやき福祉会 役員・評議員・評議員選任解任委員 報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人けやき福祉会（以下「法人」という）の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定める。

(定義)

第2条 この規程に定める役員とは定款に定める理事及び監事をいい、評議員とは定款に定める評議員を、評議員選任・解任委員とは定款に定める評議員選任・解任委員を言う。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したとき、評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

また業務を役員外の第3者に委託する場合もこの規定に準ずる。

- 2 理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会出席のための交通費は支払わない。
ただし、例外として、遠方に在住する理由の場合は、交通費の実費を支払うことができる。（交通費規定を設ける）

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 役員及び評議員が理事会あるいは評議員会出席以外の日において、理事会の承認を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 前項業務の中、法人内事業所への通勤のための交通費は支払わない。
理事に特定の業務を委嘱して、理事がその業務を遂行するための報酬を別表2により報酬を支払うことができる。ただし、その特定の業務の委嘱については、その業務にかかる内容及び委縮理由その理由等を理事会において事前に承認を得ること。またこれに関わる理事の交通費の実費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため外部に出張する場合は、職員の旅費規程を準用する。

(報酬の支払い)

第6条 役員及び評議員並びに評議員選任・評議員選任・解任委員は、就任時（再任時）に事務局宛振込指定届を提出するものとする。

(適用除外)

第7条 施設（事業）の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。
理事長が現職を兼任する場合も、この規定を適用しない。

(その他)

第8条 この規程の改廃は理事会において行う。

附則

この規程は平成 17 年 5 月 21 日に施行し、同日より適用する。

この規程は平成 18 年 3 月 25 日以降凍結する。

この規程は一部改定のうえ平成 21 年 8 月 24 日より再度適用する。

この規程は一部改定の上平成 27 年 8 月 24 日に遡って適用する。

この規程は一部改定の上平成 29 年 4 月 1 日遡って適用する。

この規程は一部改定の上令和 7 年 4 月 1 日遡って適用する。

別表 1

名称	報酬
理事会出席報酬	1 回 5,000 円
評議員会出席報酬	

別表 2

名称	報酬
役員業務報酬	半日 5,000 円
評議員業務報酬	一日 10,000 円
監事監査報酬（新設）	一期 10,000 円